

【資料】計画策定にあたっての基本的な考え方

(1) 社会の潮流

①国の主な流れ

国では平成 28 年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。その後、検討会等での審議を経て、平成 29 年に社会福祉法が改正され、あわせて地域福祉計画策定ガイドラインも示されています。

主な課題・・・

- 少子高齢化・人口減少社会の進行
- 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加
- 高齢者・子育て世代・障がい者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、閉じこもり、8050 問題、虐待、ごみ屋敷問題など）

これらの状況を踏まえ・・・

- 福祉は「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる「**地域共生社会**」を実現することが必要です。
- 「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「**我が事**」として主体的に取り組むしくみを地域で作り、市町村には、縦割りではなく「**丸ごと**」の総合相談支援の体制整備が求められています。

■主な各福祉分野の近年の動向

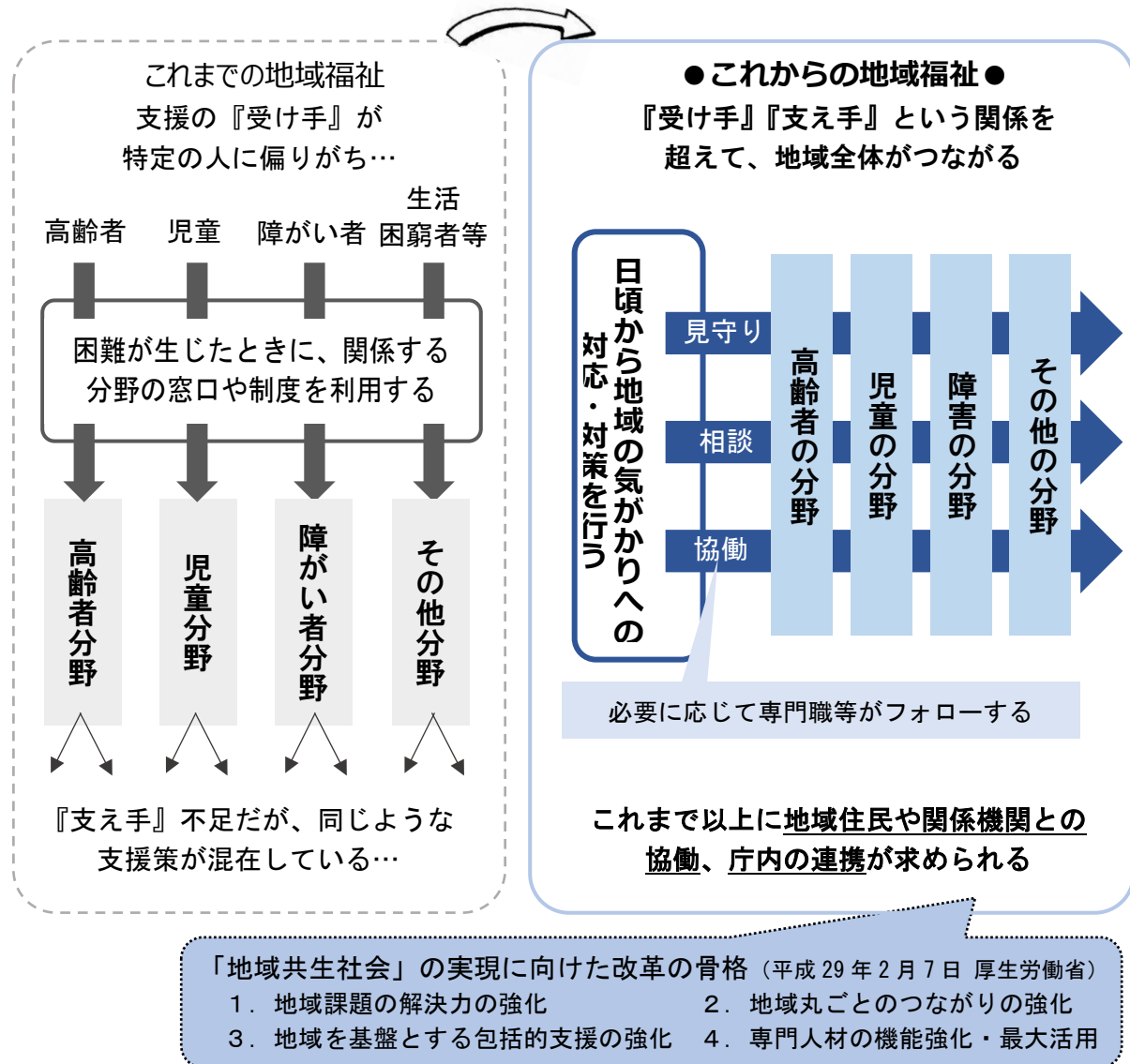
分野	方向性
地域福祉	ガイドラインでは、地域福祉計画が「福祉分野の上位計画」と位置づけられた。住民に身近な圏域での包括的な支援体制づくりや分野横断的な取組等が市町村の役割として示された。
介護・高齢者	住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケア体制」の構築が目指されている。高齢者自身や地域組織等が担い手となる介護予防活動などの促進が求められる。また、増加する医療・介護ニーズに対応するための医療の量・質の確保とともに、医療と介護との連携が求められている。
障害のある人	「共生社会」に向けた様々な法制度の整備が進みつつあり、精神障害に関しては保健・医療・福祉による協議の場の設置が進められることとなる。
子育て支援	子ども・子育て支援法の改正により、事業主抛出率の引き上げや待機児童解消のための都道府県単位での保育の受け皿確保策等の取組が平成 30 年度から始まる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年の自殺対策基本法の一部改正で、地方公共団体が地域自殺対策計画を策定することが義務づけられた。 ・住宅セーフティネット法の改正により、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度などが始まる。 ・再犯防止推進法の成立により、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するための取組が推進されることとなる。 ・介護保険と障害福祉のサービスを提供する「共生型サービス」の枠組みが整備される。 ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が制定され、市町村での基本的な計画の策定。

②今後の「地域福祉」に求められること

平成 29 年に厚生労働省は「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を示し、“地域共生社会の実現”について、福祉領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠としています。

また、地域福祉は住まいや就労、教育といった様々な分野にまたがっており、分野横断的な相談や見守り、協働の場などの横串をさすことで、包括的に課題解決に向けて取り組んでいく必要性が示されています。

■地域福祉に関する取組の変化イメージ



策定ガイドライン

○共通して取り組む事項

- ・制度の狭間、分野横断的課題への一層の対応（共生型サービス含む）
- ・住宅確保要配慮者、就労支援、自殺対策など幅広い分野との連携
- ・寄付や補助事業などを活用した財源確保
- ・全庁的な体制整備

○包括的支援体制の整備

- ・住民自らが生活課題を把握し解決していく環境整備
- ・生活課題を包括的に受け止める体制整備
- ・多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備

など

成年後見制度利用促進
基本計画閣議決定

- ・地域連携ネットワークの整備
 - ・市民後見人等の育成
- など

再犯防止推進計画
閣議決定

- ・必要な福祉的支援の実施
 - ・地域と連携した地域で包摂する体制整備
- など

社会福祉法人の地域における
公益的な取組

- ・地域ニーズに応じた定額・無料のサービス提供
 - ・地域活動への場の提供
- など

令和3年4月1日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。この法律には、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業（重層的支援体制整備事業）の創設が明記されています。

社会福祉法改正のポイント（令和3年施行）

！ポイント

「重層的支援体制整備事業」の創設

…分野・制度ごとに分かれている相談支援等を一体的に実施していくこと

● 重層的支援体制整備事業の枠組み

断らない相談支援

- 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能
- ②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能
- ③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能

参加支援

- 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- 狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う

地域づくりに向けた支援

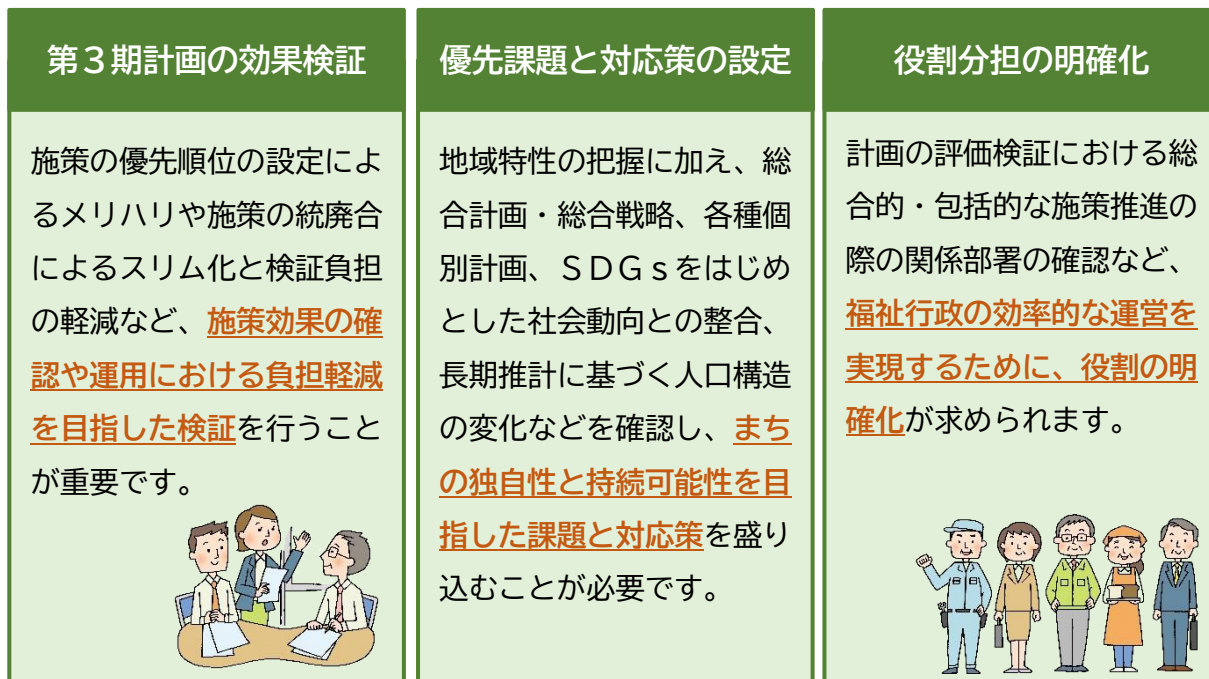
- 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援
- ①住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援
- ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

これらの支援を通じ、継続的な伴走支援を実施していくことが必要です。

(2) 第4期地域福祉計画策定にあたって

①計画の実行性の確保と役割の明確化

第4期地域福祉計画を策定するにあたっては、計画の実行性を確保し、第3期地域福祉計画をふまえ、より一層地域福祉を推進していくために、以下の点をふまえていきます。



②「持続可能な開発目標（SDGs）」について

SDGsでは「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、貧困撲滅や差別解消、環境と調和した都市整備など、17の分野別目標が掲げられています。

各目標は相互的な関係にあることから、地域福祉計画におけるSDGsの意義とは、目標17(パートナーシップ)の実現を通じて福祉全体の底上げを図っていくことであるといえます。

■地域福祉計画におけるSDGsの意義

